

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特別民法 法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、千葉真とする。
- 4 この法人の最初の総務理事は、諏訪基とする。

附 則（令和 4 年 6 月 12 日）

- 1 定款第 21 条(1)の変更については、評議員会の決議のあった日(令和 4 年 6 月 12 日)より施行する。

別表第一 基本財産(第 5 条関係)

土地 667.71 m² 東京都世田谷区経堂五丁目 3 番 12 号

建物 寄宿舍延 568.01 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建

別表第二 出資の方法 寄宿舍事業に伴う収入及び寄付金